

# 国民年金保険料の納付は 口座振替での前納・早割が便利でお得です！

口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。  
\*保険料は毎年度変わります。記載の国民年金保険料は令和7年度のものです。

## 早割は月60円（年間720円）お得！

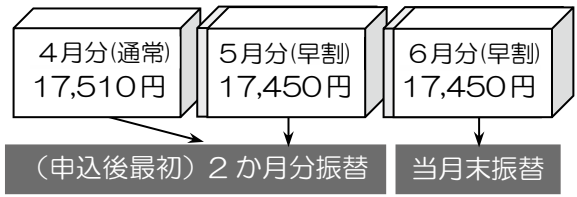
国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。  
また、現金納付の場合は、当月末までに納付していただいても割引はありません。

[例：5月分から早割適用の場合]

### ●通常の口座振替(翌月末振替)



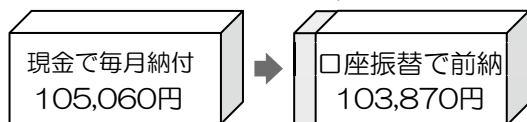
### ●早割(当月末振替)



\*早割申込後の最初の口座振替は、前月分(割引なし)と当月分(60円割引)の2か月分となり、その後は当月分(60円割引)の1か月分となります。

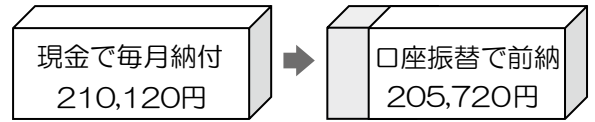
## 6か月分、1年分、2年分をまとめて前納はさらにお得！

### ●6か月前納



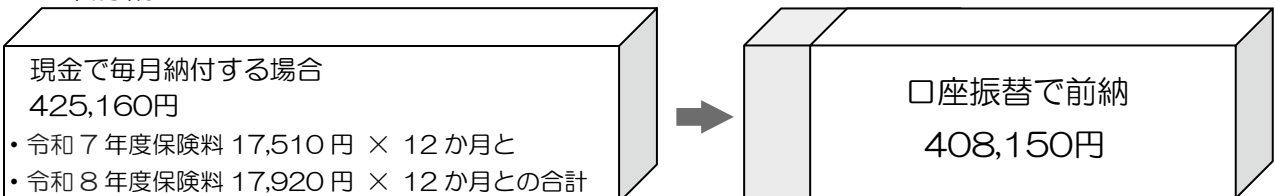
- \* 4月～9月分は4月末、10月～翌年3月分は10月末に一括口座振替します。
- \* 3月分(または9月分)が納付されていない場合、初回の口座振替は、3月分(または9月分)と6か月前納分の7か月となります。

### ●1年前納



- \* 4月～翌年3月分を4月末に一括口座振替します。
- \* 3月分が納付されていない場合、初回の口座振替は3月分と1年前納分の13か月となります。

### ●2年前納



- \* 4月～翌々年3月分を4月末に一括口座振替します。
- \* 3月分が納付されていない場合、初回の口座振替は、3月分と2年前納分の25か月となります。

## お申込み期限

前納種類	前納期間	申込期限	口座振替日
6か月	4月～9月	2月末	4月末
	10月～翌年3月	8月末	10月末
1年	4月～翌年3月	2月末	4月末
2年	4月～翌々年3月	2月末	4月末

口座振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

### ご注意ください

- \* 6か月前納・1年前納・2年前納は、現金納付もできますが、口座振替のほうが割引額も多くなります。
- \* 前納による納付済期間中に、会社等へ勤務し、厚生年金保険に加入された場合は、未経過期間の国民年金保険料は還付されます。
- \* 年度の途中で60歳になるかたの前納期間は、60歳到達日(誕生日の前日)の属する月の前月分までです。  
(例：8月1日に60歳の誕生日を迎える場合は、6月分まで)
- \* 申込みの際は、申込期限にご注意ください。

●詳細／砂川年金事務所 ☎0125-52-3892、市民年金係 ☎27-7357